掲示期間　10.2-10.11

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　8　年　10　月　2　日

新潟市長　中原八一

新潟市条例第 43 号

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成８年新潟市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第３９条第３項中「第９条の３の３第２項」を「第９条の３の３第３項」に、「同条第３項」を「同条第４項」に改め、「第９条の３の３第１項」の次に「及び第２項」を加える。

第４０条第３項中「第９条の３の３第２項」を「第９条の３の３第３項」に改め、「同条第１項」の次に「及び第２項」を加える。

第４１条第３項中「第９条の３の３第２項」を「第９条の３の３第３項」に改める。

第４２条第３項中「第９条の３の３第２項」を「第９条の３の３第３項」に、「第９条の３の３第３項」を「第９条の３の３第４項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。